

## 会員規定（案）

|      |   |
|------|---|
| 第1条  | この会は、静岡大学構成員（生協職員・卒業生・退職者を含む）全員が地球温暖化ストップのためCO2削減を目指し、本学の環境改善や光熱水料等の節減に努めることを目的として設置する。               |
| 第2条  | 会員は（1）一般会員（2）賛助会員とする。   |
| 第3条  | 会員の入会については、特に条件を定めない。   |
| 第4条  | 会員は学内の学生・教職員等に対して、環境改善や光熱水料等の節減への取り組みを支援すると同時に自らも実践するものとする。   |
| 第5条  | 一般会員は学内の学生・教職員等に対して会員者の増大に努めるものとする。   |
| 第6条  | 本会はNPO（非営利組織）設置について検討を行うものとする。  |
| 第7条  | この会は任意の団体とし、会費の徴収等を行わない。  |
| 第8条  | 会員は卒業・退職等に拘わらず第9条及び10条に該当しない限り永久会員となる。  |
| 第9条  | 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。<br>（1）退会届の提出をしたとき。<br>（2）除名されたとき。                                    |
| 第10条 | 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。<br>（1）この会員規定に違反したとき。<br>（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 |
| 第11条 | 本規定に定めのない事項については必要の都度、会則を定めるものとする。  |